不亡鈔

二

和書門
類
二四三五六號
六五函
四架
四冊

內閣文庫
和書
類
二四三五六號
四冊
一九函
一八架

內閣文庫

番號	和 24356	
冊數	4 (2)	
函號	190	396

国立公文書館
National Archives of Japan

不亡鈔巻第二

目録

一 孝養之事
一 一家之事
一 閨門之事
一 育子之事
一 忠義之事
一 諫言之事
一 致仕并隠遁之事

日本政府図書
浅草文庫

不亡鈔巻第二

孝養之事

一 幼少の時父母に親しまさる人なし漸長成するに随て親も疎く成て是只貪慾生しことも有事漸く長して父母ともに疎くなる事甚成へし是をもつて父母をまつ慾に障碍と加へ怨をなす時子は恩を忘れ親をもうとみ悪敷のそしりをなし貪欲の心すゝみて天下の君といへともしらし一の物へよの為しきゝなきこの事ををしへし長成老後しあふとも父母の懐抱と忘れ次第子のむかしを知る事わするゝは是大幸なり十に

しておるに四之きゝるにとて年ゟ父母の懐抱とをさな
かく悪人の是とて只愚之として善人ハ是とてよく賞之と
によりて大舜ハ能く下と治めてあはれむ是なるを
さんや瞽叟ハ此れ孝を成るのみにあらん天下萬事此
大なる人唯人と渋く貪慾多きものの悪にて撰捕の
ある人なりと知るへく事為の事に係まする威としてある
な道ゟは離し学問の人ハ先赤子のなと同赤子の
道とをしへ父母に命く此孝に命く此事ふに先
はなく不にはある不にはく暫時も離るゝる
されし論語してまをとをつく時に習ふと子大学のハ

是如し格として中庸ゟハ是と始と虎しをつ随れ先
父母ハ是とに重きの初め孝と百行の魁之是にならんて
然にはそのなけるし此故に忠臣ハ孝子の門より出る也
さつ慈愛して別人のなためのを保つも知るとせさる
包まく慈抱して赤子のかくゆり之凝なりとして父母の
懐抱とをそふへし是孝者の大本之慕ひなしして
学問ゟおけりみ覆し知要と出し事為の事に係
人ハ親を竟く成しして父母正しく此時ハ孝に父母を
かしきに対ては孝之悪名と随刑罰と導く不孝の

ゆゑに人々の身にそなはりたる始終 おのれを師と
なすべきとなりしてんに忘れざるべき所を師とたのみ
道随ひ従ふ事動しあしかゝる恩を孫まで子
まつる所附に弟子のみとおもふべし父母を我と
差別なしこれ尊き孝養あるべき謂けり

一 父母のゆかり葉の木あるがごとし今ある葉を枝て
して一枝一葉外よりあらん是をもつて枝實と種
是ハ根より柄實と種まきて柄として百年の子
年とかぎりて一枝一葉外よりあらぬ人の身体
内外の先祖の末として家あるまで次第して今ある

茂りたるものと見え家ハ則父の葉也是をもつて父の本
にわかれし家とも葉ともおもひまいらせ親の長恩義
の深き母の物なる葉の地なし葉家雲の寄と
衛として今も北の侍して成長せることとも何地に
侍りて生長せる時は一枝一葉也と云ふ文とする
なし人の身体内外の先祖のゑんによりて母の生れ
をうけて生長せるものと見え母ハ葉の地也生れ
育の長恩義の種也況や懐胎の苦しき老の有様なる
を思ふにその身なし此故に人の子たるもの父母に
對して其身をあたへることなりけれそ身と

言ふ時は敬を欠きて父母に善からぬ事すなはち汝子孫の
兄弟皆兄弟を有ども親しく睦しの志を失はゞ兄弟と
不有時は志を憚り憎みを常にして骨肉を争ひ命と
失ひし之元一家の志を失ひ事なくして汝等父母に
対してその兄弟を有しながら夫を失はんや兄弟を有る
ことにして人は兄弟を事とせんや

一　嫡子に生まれて庶子には争ひあるを慎み怨を結ぶ
怨みは深くして怨を恐れ汝兄弟を保つは兄弟を有ると
争ひあるゆゑ怨み兄弟を有しながら生きて親に孝を
此兄弟は父母より生まれぬ父母に対して考へらるゝことや

既に兄弟と云ふ時は怨恨ありて一家の絶嗣
と祖廟を守りて香花を供へて祭祀を
受けつぐの義あり二心の人と云ふべし実に父母の
孝しみなく汝等なれば人を用ふ庶子に生まれたる人は父
母を云ふ家は家に孝を以て嫡と庶と嫡と
皆恩を受け父母に附くは父母に孝ありて其和に慈愛を
以て父母を怨み人や性ありて和と
敬ひて和し尊ひと云ふべし

一　孝は孝は体にして汝兄弟と孝ありて一家に至て一家にし但し
孝を敬ふ時は父母の心に叶ひ唯孝を敬

してあまねくしらん事を・これ是洋の孝之古人ハ

一 少称とまなふものと少人とし人称さまなふものと
人孝としてん父母をして酒食ふ飽しつ衣著しく居を
寛くし節ひを善くしつ慈を致ふし少称とまなふもの
ハ少孝之志とわらす節道を存ふに仁を肩益と
能くし川く芳蘭の室に入僕く兵隔乃比ふなる
常に和楽なるしめ大体とまなふものハ大孝之少孝と
之孝なる人これ只大体とのく人ならしめん

一 孝ハ父母に孤とはなる有是皆少体とまなふ事
大体とまなふに此多慈とふせん私ハ爲肉なる人の唯子
まつ人足とほしむる事なりまし大意要人の法と
以て父母の志とわらす節をもしつて大吉ふして書せ
之祥父母の太悪今計り難し要人とかく孝を
に帰る事なりまし大概ハよき子道と教をつとし之
とる来遠和慈るあ交りて大徳係くして父母と孫
し事迎白なりなき人に父母浸とんして此説ま之
私なるへし凡人和慈なし永慎みて比の義別なる
して庭室の万物と嬉せなるなるしむハ和なる
皆わらて況や父母の祝ぎ所まじきんや服事に
理と同き上古の人としてよく和なりし

一家之事

一　今三族とハ父族母族妻族也　父族と一家とも云
母の族を外戚とも云　妻族を縁者といふ　父族と
申し　外戚と云に次第ありて　一家と本にて
三族と云　一家の内兄弟を始大小父祖に列
して生れたるを嫡とし　家より先に列して生れたると
次男とし　家より先に列して生れたると昆弟とし
家より先に生れたると長とし　後に生れたるを弟と
従兄と従兄とハ皆人にあれと昆弟とハ幼少に
親ひせし則父母親類の人と及ぶ　兄弟和合の
人を能くし　後ハ宗家の系図を立る兄弟
長幼の序あり一家をしたひ又ハ兄弟乃
外に生を兄弟に道とをして兄弟及ひ外ハ
三族九族相和すへし　兄として三族又ハ父族と
母と次　一家ハ兄弟と叔と次兄弟の外ハ又
父母之父母祖父母の外を及ひて元来の人父
母に附ハ兄とよく　又とし　子孫とよく孫とよく
次　子孫附と兄弟とよく子と次　保子兄弟ハ父母
従兄の道よく八叔子のとし　又舅姑のとし　兄弟
んや日々身をよく次るの女人に孫々の欲心を生して

兄弟の心を失ひ邪道深に溺れて貪欲のみ
まもりと成枝理非なく作し善悪を隔り餘の犬
の如く狂の如くにして父母の悲しひと成迄件のもの手れ
猶とかくに汝静に侍名をとりて先祖の尸に恥かゝ
しめて一つ悲の悲しき是を悲しむへハ此兄弟とも兎角
るなり兄弟ともに兎角時ハ孝悌をしらて邪見にし
不忠なれハ赤子の心生れ赤子の心生るれハ兄弟
不滅兄弟不滅時ニ兄弟ともに兄弟睦し
此時ハ一家これ睦し或人の口知恵多くなりて赤子
の道なりハ兄弟に兄弟なりして父母兄弟一家の如く

別あらん彼兄弟の情愛うすしからや善くあつく
兄弟ハ兄弟一家として睦しく父母に孝ならんと
ゆんよん知恵ともやして兄弟ともに柄に對しくれ
孝なりして人のそれ川まで兄弟をわかしそこに
あんまと同しく兄弟皆師のあるあく父母として
睦しく兄弟一家に孝なりし人々ら結ひし故にあり
親も悦ひし鶏犬の如く父之器子にも娯る罷れある
一切の無不對しく兄弟は無別しく睦しく父母に孝く
かしめ仏事の何れや此や兄弟一家ハ皆父母の
枝葉なれハいつま自ら兄弟別なきんや其限しくハ

差別せんとすると同しく差別せらるゝハ本来の私之差別
のうへにて無差別の差別ありしかれ共父母兄弟に対して
ハこゝに又親しき差別ありて是を差別ありて是を
うやまふと云ものも又私之唯自然に備りて是を差
自然とりいふもの今私に離れて無差別して差
別なるのゆるし自然を以て之を大父母親子の
むかしより孝悌とかいふことなる父母親子の心
とまつて一切のものとして誘して天下の和ぎ
差別あらんると欲くしかなる事是則孔子の貫
曽子の忠恕大学の絜矩中庸の道を論じ之也

一 なり附て天下万物皆忠恕しく共親と子の形し
兄弟国と譲る事をもつて父子と兄弟して出と申候
附兄と兄弟ハ共信し出より家人と申
是しさと兄弟と譲きりし家之天父兄と孝
仁義なりと申と云に故なれハ天父の命に
背れかしく信にまより家人と孝小忠にもて
なれの文言之多くりとも兄弟も国と譲して祖居
とこれさて家親しもて親慮ありて子に守治親も人
伯夷叔斉の親之仁もて父の命をかりて
と云へし是ハ天道の孝弟をしらするとおもいけると

こゝろしくて治親まして泉下に安き 抑夫叔母ハ国と
遊ふ身を先とし 家を後にして 百年の后も又も歳
ましし名をあらはして万代乃利徳を失はし 然れとも
ゆるし泰伯の天下後世として 全を譲るゝと
そしれハ父と母として心に恋しうれ 祖宿として
先かゝし 仮山伯を継きらうとれを 父母上乃一位子
宿心と見え 後之不附之 人のまほるるの父母となり 付と
父として 家と流しの兄として 家と流しの祖宿
ましてあ全あらしめ 天地の恩あらしめくしく
一生流 継せるへし 家法を佐ふ不傳しつ 我くして 仰し

一

格くの智恵と多し 父母親類のんと生し 一宗まも宗身
と有せられ附らしそ 申度し
一 ま家の格其有之と嫡家と父ヲ家督とも 無服とも
を也 但し嫡家ハ流布の名家督ハ 永世その名跡
然ハ百所し 附ての名之嫡家ハ長子の流 家督ハ 百家子
長しく 季紀と云の名之 無順ハ庶子の 百代と為して
親戚を用ゐの名之 嫡家かしく 家督無服之 一宗の
人ゝれは人の掟とさまりし 必自立の志と此文をさるの也
れたらへハ嫡家 頭の しかしく 庶ハ永世のとく
まるへし 嫡を立 すきなり 庶より 立移ふうと

目出度く千代万代と祝ひ奉る人として先祖の教を護
しの祖考の恩を忘るへし是先祖の家と法を守
らしむる故に家嫡たらん人ハ庶の伯父叔母とて
皆人々の上に立て帰して常にかくてあらしてこれを悪ひと
敬ひ手忠を始として我々にて子孫永々まて
先祖として栄しめ家礼として今あらしめ恵を
身に家と成し先祖と悲しめ家礼とを絶して
除しあらしひあらんき事也

一 家門の中に悪人出来るときハ其父兄の罪ニてハ
家督慈顧の罪ニてハ一家の人の罪之身と清く庶と
傾かす仁義の風ありて一家をおさむるはゝ家嫡悪
代の罪なり義と禮とを乱す事として
長成せしめんハ父兄の罪也仁をもつて守徳忠を
もつて教諭をもつて導きしらハ一家の罪之家督ハ
大元一家として罪なからしめハ家門の中に悪人出来
る事あるへからす其家督父兄皆恵ありして人を深
きものなり家門の中に悪人出来し其家の子弟
たるものを其兄の罪のかゝる事なくすとも悪人の
家につきあるものを悪母の識を悔て前に手悪を離
れし智恵をもつて悔の身を吐て人と成し

とはくるゝの事ハ人倫にあらすものと掃掠の名あり
掃掠して智恵ありかくのことく刑し悪きを去事と
わかれて人のすんなると云ふをしるよと共にしまず
坤人ありて是を見かしたり業人を行ふて
皓潔と云れ人清してもしく是秘り清しもれ
人の為に皓潔とこれを即しく人の為にして
掃粮のやしにあり次や凡指に対度のをなり附汲と
取りてそのとあん次をれ驚と迎へてしを捨てし
ふ所附るハ人中と云ふへく一家の父の内外外
或ハ母の内方継者ハ妻乃内方なりて集にてる

のもとしてと指てハ人を為んすに此の内にある悪人
行ふは礼者の己と隔て沼て陳の沼て争くしに用
附ハ後日と行て陳のよる為に用となしけいとかく
隙あよ扱ふて後日ハまんとれも毛小細して是にせよ
保してくの器よるもの也天人ニ対し深思わしてあり
起し

閨門之事

一 妻と為ての可睦良木為之と指る人たりとも忙と
撰するの切にしてや継嗣ハ先祖の業を継ぐ祭祀
とおもふものにして然るに其の母とえらびして人の母ハ祭祀

あるへからす此心かけある時ハ業ます〳〵長して名
をあらはし父母の實なる時ハ子長せしく良家なるへし
良家なれハきゝて先祖の業を穢さす家名の傷を失はし
先祖と共にいふ恩称といふへし可悲の甚き事とす
事を家とし愛親をうしなひ父母親族をうとみ
先祖の恩を捨一家の風を乱し先人所安を婦人
の徳行をしらす悪むへし絶嗣といふ父先祖を蔑
ろにする時ハ後に家をうしなひ一代の利を貪りて逆悪の
家とし悪むへし悪業の婦といふへし云々事なり
一 閨門乃事和睦をもと知れハ慈を家の寛集とし

一 に此教化をたもとれハ常に文武の書を讀し深く
隠逸の楽を尊ひ松柏の貞を守て今存の信を行ひ
行ひなし驕りなく礼儀なれとも楽ニ過し
しきりをと好む胡夕唯絶嗣の傑実なんとする事あ
へきもあらし恥しくて利欲をかへて歓楽を好
む時ハ親族しも怨をし厭ひ悪を交し姦淫を重
ぬる時ハ寛楽し教化し成るへし文武乃道を得へき
者ハ古賢の制戒を知て隠逸の楽をもていふへし
世人の迷悪を清 松柏の貞をとまれハ嬪婦所
今存の信を行ひなれハ後榮繁昌となりてまれハ仁心

なる親をゆるされハ士悪事みあ躰となりて世され
し人心定る置道とさへりしをさ専一ハ親難前に記る
則ゆるして夫婦および士道をうしなひ士ハ仁義にハ
不義しして国内の万あらしむ後嗣家失ひ身
之私欲ふ家を破て神を而しむるにいたる士經雜ハ
いかにや士父母ニ孝くして千般義ニかゝるむかしの情
ハ天眼前の利慾して前り万代の恥遠をうしなふ正
婦とハ妾の在也
一 夫婦中悪しきなるもたる夫の絶ゆる事一夫婦悪
逆にして夫の心を合せる夫ハ道として 生れ親と之
されハ孫と之庶邦に愛み正を好むゆへ一旦の利
慾をすて忠の為に婦の心くはへ事ニ夫婦利慾を
先にし夫に対して忠貞なるをもて夫家を守る
親をうけて経の道を守りし婦と成る時心の
まゝに従ふ事之夫婦なれハ必死をいたしき夫に
対して 忠をもて従ふる夫婦あるを敬ふして 情忠
のふれて 深く利を以て従ふて之を為して 忠あるハ是
定まる度様ハ恩愛なるの事之身四ツ夫婦共に
悪を為して 夫をも別して家臓の足ひをなさる
夫悪道ふして 婦とハ定む事情ふして妾の誘

しり給ふ夫和合ゆへに和合し給ふとそ
事也然を今の婦と見るより土産をなして
ゆへに世に夫婦愚にして陰陽を弁へす夫婦のれと
なる人とたゝし儀式と猥に作意を加へ作実と
なりての大飲楽を好奢美を常にし或ひは酒と
もし禮儀に似せたり婦をしてたゝしいくを恕
ともしれ夫婦となりて世の事に不和の申さ才
六婦奢りて夫を恨み夫又婦の非を責める
夫婦和合の道を備へさる故に儀式を乱しては
言行恨みし團の一の間に一家の乱れもこの皆

のおこる元也故に夫婦一切の悪事も我より生す
不和是則と号し又言道源乃和合といふ
陰陽と和する合然として事を恕と
なるは誠に夫婦の間の四恩と悟る大山
のことくにして其恩義絶子孫として仁を恵の
中に生し儀式の中に長して是より子孫の
和合國の始りも是より出生して若美人
利慾と婬乱して色欲を好む婦と子孫を
此の身を亡し子孫所備へ不正婦と云る
見てたとへ八雲道の婦と云は悪しく大事とかな

悪に味して命し舅姑によく事へ旧悪をおもはさ
る時には婦舅姑の体に感し夫婦の間睦しく
して唐虞の治にも化しく家に帰しまつへし百一
悪人に感してまた夫婦となり睦ましく恩義を結
ふなるものなし今夫は婦の分を悪のみに責むる
故唯夫舅姑の心をよく知りて科とするものなきとて
憎む時はなほ帰しぬべき怨をまし夫婦ふ悪を
大山のことくいひ立て天地を怨み世を果たし人と
舅姑によく仕へ旧悪を加へさるべき時はその
婦いかでか人の家に至りて夫婦となるべきと歎くや

故に夫自分が正しき時は化して婦も帰になるべきと
可知

一 君子の化は国つくりゆるしより義婦と和らぎて
人と和らぐのはじめより婦は主として親しきの道
親と知りて後しく睦と化らるべくして義しく親
ましく仕へ知りし難し睦は和く帰しくかかるは
内外の差別なる所より兼親しきは閨房の別を知る
べく舅姑に従ひ身備ふるに依りて礼法
厳かにして厳刑施し能くしてその位をわき
まへその行ひを之外に量陣説いたして人となる

皆忠道の条ニ含メリ五倫を内外共ニ其為
渕別し唯在行はしてハ皆人を化する故ニ紀しする
跡ニ至り上下ノ道ニ依リ彼科ようて流るゝ水の
如くし是をもて君子の化を国つしりわとなつ給ふ
一人天下を修内外の差別有り故ニ国ニ家おしへ之
とよ内刑をもて人と感しして成敗人を化したると
時に是君子の咲しんハ君又政刑乃人を教さす
天保ハ新田らし千綱を濃らしむかなり
一大人小人ともに内外のふかきをふ及家をとりて外と
治めん婦をもて内を治むへし男ハ家に係り女ハ婦ニ

係る臣人天下に治世をたもち良家をたすけるのハ外
あくまで婦をたすけるのハ内あし家之人みわきて附ハ
内君しそれ是をもて婦々家々れと同あし様ニ
賤心の任なる但し内をもて論する附ハ家婦ふし
なく家内をもて論する附ハ婦家しても亦しき
治家を司る事を成之近代良家を求る人とところに
正婦を求るとんて無し妻多のするし古乃人の如く
文王ハ（大似つ）武王を妻り武王ハ邑姜を妻りしを以て
教化内より行まて治世あし婦源全し故ニ文王ハ
武王周公を行武王ハ成王を行なりしに父祖の

志を継て道を抑へ行して天下後世に及ぼす正祖の
文王も是を以て其徳文王に莫て其智高人に
是ハ若き時よりして正婦を得たる故に賢婦と
云ハ家中の事を司て志ある人ハ正婦を得
ハ男婦共に是を一体に治て房中の師とすべし
取らぬ色好て武をも盛んに正しく文正婦を撰
らいる事は但し武をもしらしく文を兼て
とりて武家の為に要し文武の為に要なり
文治も共に行うべき

一胄子の事

一子を求むるハ継嗣を立んが為なり継嗣の立ざる家
の無之ハ一家の恥辱とあらざる未成の人あらず
もしハ子なき者を悪む家の意なしく聖賢の深く悲し
む所となる其父母の大孝に違ふ事なき事毎の
心得に和らぐ悦しく国家のならハ不孝子の教に
これ仁者を以て礼義と共にして信実と国家の心
妻を得るに古人の徳を慎しみ其中に先賢の教に
すなハち礼儀の事を得て其姫容の人の之の我
常に是を智と求めて世間の雑事にも文字を見る
思ふて人事に是の志ある時は成長と共に附き

ありのまゝと云ハ大智にて唯迷情の境ならなくて紛智
とならし時ハ迷情の機とおもひつゝ求めけれハ後
世の罪とおもひ離るゝとて又時ハ忘れ物に茶つゝ
慈悲なく殺生し以容色錦と飾りて佛ふれの中に
入るとていかゞ或酒妄狂乱とぬらして宣道の患なる
ところより修身の沙汰し奈良し古今の修ふ見ゆる
ヶ能悪しく少年の大人と云ふも悪しく少年
ハ少年大人ハ大人ならぬ天道之生人成と云へるなれ
若人成と云へて時にて少年ハ少年の機壮年ハ壮年
の機長年にて長年の機老人にて老人の機なり

終りハ赤子の志と笑ハ大人を則ち人臣ならぬのみ
年ふしくて壮長の機ある人長成の後ならぬ能
なりし黒ハ少年の時ニれと雖も人成と見へ赤子の
志と云ふハ見へなむし

一

士ハ人ハ成長て時ハ七八歳より手習ひ文学を
学び絵仕能芸の類と可訓九歳十歳より馬の稽古
慣ひ敬相の修身訓と怪ひ弓と鉄砲と何れもへし
十三十四歳よりハ書挟とすへし四法と仕馬と
と武芸するを在候ふ小笠原被撲の類と訓へし十三
四歳よりして當士の古実と学へし和漢の書を講し

筆術を習ひ書を読て詩を作て文を書ことを学ハ
さまんするものハ手前家業をわすれ余力にハ有徳の
人々まねし浮きより流れて花より軽くふわふわと
性情を失ひ大に身を亡す事を学ぶへし農工
商の人々も大きく此旨を守りて身持を慎むへき事なり
しも藝と例への事情ハ中より手前を遊し浅きとと
禁せんと為にもふる事物をもて財を外に散して
人々に遊藝とさし〱遊藝の中に甚儀をなして
かしこき人ハ浅ましき事をなして藝能もなし世上の
しり皆能も仁の道も銭穴も皆果てて末より出る浅

ないものハ出入の浅ましきを禁して家内安楽を願ひて
但し浅き事あれとも必藝能を教へ候て身の養生
成るへき事もあらて藝に溺れもしくハ肝要之浅く
節にあらずして藝とあるハ其の事を五常も文学の
そのものハ学ひて名も心と甲斐ある者にしみて
おもふまゝ我の財ふへ又浪費を捧げ馬と家とし
親子ともにその藝とあつかふ事にて家を亡し

一 商賣物と保つ人物の制禁の品ハ置書に有事
なせその事は但し そむき候はヽ 四貫文
と過代銭 是か書付置に候事 相立申事

漢家の張ふり唐の孫思邈し其病を論して食と
剤をましし之病のハ治して食と剤をえしてれ病のとの所
多し薬を用ゆる事なかれ疱瘡と痘と風疹し
食傷しられ治すへからし又虫児らまり四肢ふ
熱はなれける気と住り氣有急ならると云ふ運氣
かまし〳〵脾虚の発きるか虫也所ハ気のハ肯しう
京と用ひきて疱瘡とたふ大るへハ京と用ひきて
風痛と食傷しきて所ハ病源と云ー薬と九
用へし熱をへ病は能ゝ之を周年しく薬と用
ゆへる大寒の暖り之着をきて後今の世ハ所病源

と云へり明医なし術はしらぬ事なれハ病源と
見る事なし薬と用ゆるし病をしれて座ならぬ薬と
用ひ或ひハ我薬を好みて千年氣と養ふ積聚と竊
し病と治せ治して人と賊するぬ草木其の性
とらゝるのなれ人成長するによりてあるへし春
生まれ時ハ卸て其長成と婦し大寒暑温熱の時
の川より秋冬年々寒にいてうつるのと住め冷を
暑ハいよ〳〵風寒と天と為生老とて笑とうけ
ゑ給ふとかくし屠蘇と屋節に用ゆる事なと
す事と戒しめのあるしの性命とまもるへき

声となし形勝と立んとて能を発して悲しめ
世欲と思んとてハ此の戯まて弄しめ軍事と
なふハ其媚嫉となし世のといふものハ其礼
儀と関する事也ハ錦繍とかざりて法式となり
ては山海の珍味となして其膳の長して織
衣し濃之器物と唐物石青と綺しき五色
と使しして音楽と序として家業を継し無
して絵紙と常蓍悪と味するとけきらし味く
手氣と弱し手術と業とし兵士の道をたてるに
惰く悪能と教ふの志と棄る事呼呼進子の手習し

雖の子の好し志とをさへらんや造次と顛沛にしても
おもしは顛沛にも其の事とおもし序ても必ず
其業を失ふ心なして其子を教ゆる不と思へハ致
道と好み道の筆にて家風の長し致道なる可
家とよし家風なる可家風とえて家風なら
時に業と共に子に業と伝しらん一世二世の
外に其子の生れ不らる孫之孫の生れ不る
曽孫之玄孫とも不ハ其孫より万世をつゝまて
業あるを破せさるを為し恥悪みして業と
永く事とうつしかたく又継ぎし業の末に至る

怒りいかりは忠孝と誠の事として人や政事のなり
汁りそのハ分略怒り少しして業いかりすることは不孝なり
敬遠と称して、否道と迷ひ見を聞へし是気なし
そのみゆる人身を忘れし身を修し子孫に至の事
小のうちより印しり少女より壮時より長なるまで
すべて孫をとして身の福あり、ては一族の口傳
のそくしてしもしは敬遠と称して其依を送け家風と
退年より貴賤之故に父母に孝して後に至る
也し父母也しかしそれゆへ至の身の庭訓に於
一生の口々としたるへきなり

一 自身は忠にして子を忘んとしたまふの父母なり従ふ
子なれは篤実にして孝を本とみ忘るまじく父母の庭
訓を後々まですひ表し代の子として之を守りく
父母の恩愛を悔り、ことに庭訓に従ひ旅ひして父
祖父母は父母の万ほどにして、ことに気を家風と忘れし
知識して恩をしも敬ひしるものとみてそのりの
徳とて知み若き段するとてかまへ乳母の乳をもて鯉魚より
汲みすとほと徳とこよりかほや身と、志しくて子
孝道を汲み事詳述之実に孝行を敬まして後に心の
すとなりんや孝心とさけて孝経の信ずる者離

一思ふして、言行自身不正のなるとなしてゐると云ふと
行ふ事ハ、実ニ不正と悪しかれとも実ニ正しと云ふ思
と実に之道と好ミあしくとも、抑して其に若とは
すハ子と老ミは、いかしても唯康せ事して、言行を
難なりつゆくも身の為に弁してるの長る後り
言語と義ニ志ゆるとも之くより是又ひなり得りし善悪
し習ハすと、言行も身を修く師とすへし、師を
きはめて必友を選へし、師友ハ善と悪との友之父母ハ
生月ものの友之父母善と悪とて友を思ふなり
明らかに知るゆゑ父母し師友し宗おとり

師しのゆゑ差別ハなく皆人を信ずるの友之、只父母の
恩ハ此事なし の古實ハとなるへし

一 嫡子のをことも本紀を守る事之庶子ハ家をもち本紀を
助る友之父母とらしく、其秋時なを嫡子庶子とらしく
自然の諸氏等ハ父母とらしくあるへし、小嫡子の嫡
子なれハるを訴ハ議の子、礼義の正しくせんとそく
時嫡子驕り庶子を乱へし 嫡庶ハ親ありハ、其家嫡
立遅しる 偏ハ父と母ハなる家人のことく 不事同ふ
同係と乱れ九族滅して其家必滅却もとるもの
之父母正しからしして天福の永く絶ゆるとそ

一　恩誼を顧ミしらく嫡子と極り庶子とさだん
とする時ハ嫡のつとし庶子の法はし嫡となり是すなはち道
唯然しハ其父母嫡庶の称号を正しくせんとするに
知恩なく嫡を忍び庶を重んずるの私あり乱
れとして重く浮説として剳へ道遊とせられ礼
義をそこなふ時ハ嫡庶重深く嫡子ハ自嫡子
しく庶子ハ自庶子之是天理の大道自然の除
なるべきし此意ニして嫡庶とわかつ是天理に
そむかさる別にハ唯其子のみおりなし其の子
物を承けしの是のほかならんや是其所なき事の所なす

意趣ある又嫡子庶子として庶子を嫡子ととも附
ハきそひ行事ちて争ふ事もし若其所を御ゆるしも
宜しけれど此事のことくや争ふ時は皆知恩之誤
とならんとすの風に皆知恩と生をうの是称くの
知恩と識即して居るよ父母ハ自父母にして子ハ
自子之嫡子ハ自嫡子としして庶子ハ自庶子之新
うしく終に父母の為に忠孝の道をつくし女子のつとめ
列よ嫁入するは次男子ハ父母同じく若き者とし
又たる父とのみし法とし次女子のハ父母同じく若き者とし
又とも母とのみし法とされ是とのみ知り合せうらみなく

おのれ衣裳を潤すことを急にして果報にも困
苦みあることを知べし長成して嫁を求め舅姑ら
の家を求るすなはち唯夫の家を家とし夫婦の
人と生れ孫続を求め今信ふ色し学ものなし
舅姑に見ゆ然るに其の是雑女として邪悪の流し
つくし我身を川ものの苦痛を忘れ末として親
らくに家を継ぐの道を己の身としてもまた夫の
又母のように手を延と夫に仕へて若ふ者のちて
大いに道をもその父母を信をるのみにて従し夫の
父母に仕え次ぐるは敷くし一途に従ひ仕へて真の後くに

命に従ひし夫死の婦と云ふ三年喪を家
まで唯夫の為にひたすらかくして三年と
経て後妻かれを迎へて家を求めし
是婦の礼義なり

一　忠義之事

一主君武士と云ふものは農工商と籍まし愛
とするべき家と道の人なり有司とえらば農工商
と治めてそれを治しの万民の生ひとなり扱ふなり
するものして命を捨るそれとも主君の恩をうけては
有つて命をうくるものを皆其主の庶民を野迄

君を進め御家をあらしめ候ハゝ主君に諂と報ん忠
離ても及ぶ事あらず所ハ身命を捨ても主君の利を
求め心力を尽して社稷乃安全を計るべきことなり
一日片時も主君と家臣和乃歓楽と主君の為
を安じ国家に命を投げ出すべし是人の臣たるもの
事なり主君に御為を思ひ天下も国家の政道
として神を治め世を救ふの交り也しハ之命人に一に
ると為して其身の蔵ハ皆臣乃人として望まれ
文を従へし孫を請く末まで身命を保ち寿の着
し家に伝ふ御為を尽せんとする天地の御咎をうけ鬼神の
御免不人倫の御為不叶天地鬼神人倫に於て何事
か安全なるべき然して主君として政事の利として政事ハ
主君の己を尊ふなくして己の主君に奉らんとなす
或ハ御為なくして悪をなし主君にして忠と尊ひ政
従して悉く主恩を忘れし忽ち災禍を受し主家
を亡す傾廃を御助御恩有難き事縁を断ちて万忠の
甚ニ不詳人臣の道名利をもつはらとする者の申しる
故にて見よ主君恩ハ山並より高く大海よりも深しと
昼夜共片時も忘れ難くして主の業須臾も
忽し難し報恩ハ父母に従ひ敬天地を仕るべし

いたつらに身命をかろしみいのちをすつるは忠とはいはん若
身命を投たるは小信なるものにて恥を辱し
て臣たらんとすると一旦恥を清めて大人しき臣たる
ものを得して身命を全くたもちたるへしとかや

一 人臣として忠ありて後慾に長せす時は忠ゆへ
に後凡人臣として六の私慾あれは故に又六の忠にいたる
一は威名をぬすみて利慾を求めんの心きんすると時は
智恵をもつて主君をかろくし印を恭忠と飾し
義の道あるをたて貴きを及ふすと思ひ其二は
威名を恥て利慾をこのんし人の心をひく時は
君の心に逆んすと思ふて悪を負て諌をいふて
忠節となす後にわたる恭のこまる諂をもて其三は
安楽を求め親近をなし従ふ近臣と云て時には
時はかの賢ぐるをささへ家の業を次ぐ主君の信
勤仕より下級の何事ぞと家中の武名忠しるに
余剛威信より主は人しり勝ちるを求め時は其世
上を学びて従風をたのみ俗を捨て大家の法を築
地を守りて人を掟し主を危くして主君をして身
命をかへりみ集る家して筋力を誇とれ投ありて
下手に信あり時は命を捨てるとすとは恥

よく御するを以て善政を施して下化をなする
事なく中すへし然らすして宝を好み金銀を重し
或ハ女色を侈り或ハ結構をこのみ或ハ
寺社を喜ひ無用にして我心にまかせて我侭を
恣にして忠義をする者ハ失をとりて罪しへつらひの士
佞と愛況の臣の言ひ入れ衣食の奢ニ着ひ怒とふ
奢る時ハ終ふして主君の身を亡し一かの乱を
引ひ刹へ終くの怨と成し遂日夜の政事を
企て人の撫のかたへなく其人と弦の乱のたかふ
を君とあふくの咸にあるく卯る君を先にし

又論語にや近寒絹とふハ君臣と仕ふの切をしり君
仕るの切をしり君をしり人と恥ふのるを歎き臣
君ハ人と報んとすると細き人を救ふすると仰く
先を争き出せと治めく邑を安んするにて君道
をしらんしけしては須爽もつの教義を治人と云へハ
何時も才とあふへからも主君の此一天すと私の事不孫
とあるへ邑と称して妻子を養ふ得せしむ孫や父邑
と待く妻子と親としいくて千万恩賜しておい
行くしれハ時れ百官の相交るも
武臣たその命にかへくし二心なき武の照なり

先忠とかりしハあしまして打たんとかゝりけハ無かりしとのと
いふるその係名利と義とい九君恩能し私か但ハ
明かそし怨ミてし世界と見て悪と云て名と為へし
少中にちと禄らし不忠之臣れハ刺高ねしく
後ハ之身来夫心とそしゆるれ〳〵身命と忠義尓
役られ恩のうすき事と偽りたの及をうつすと云怨
ミ節しおりふしたにてし大臣と人臣の後ケら我の臣
ありつとらく其の程りらく我が事く印て汲るなり
参らて汲人臣忠とらしそし印とせんや忠となして印し
せらる時ハ自然の恩のつきるると偽り忠の及さう

るると悲之臣に徹切と奉て忰党と云こと云時ハ
悲と云もし或いハ家の愚を厭みて隠居すると又
し或いハ君の家業を継て次之事とそして也の
家の行き身とさんるをおりふし未せする悪く手
除ハ右の作として不の恋より紀り叢とり情なし
へきく事なし

一 近代世に俊てまう人とらふ云の方なりしい悪し
これとれ肝しむしてこれも昔もむかしハめしてこへ人
少能わら云ふ聞て成て不及すり及ひ孔と罪し学
と序のしく折りに高せる時辞範ししてそれを渡す

といへる君子も病ると。又周将て退てんの出所
ゑ身をするに足る人物の見り仕人するとお求といへ古語に
辞我あるの也不生命誠しかしきるとおもい人へ
出家と成しある人とおもんずとおもひ出して物ととし
いへとも主君家のもとを聞ちりにけりて。主君と君子
ある身を信じ汝を貴ぶると思ひて、元の出所る
主婦之先主文化よりて辞我然なりける有をなん
のさりうししく出しおもし思をわもしてて八二人三人
の主人に仕る事。のり是流り生る人といふべきの若
名利と一筋枝て。主身を求め。主人とふ也恩愚とある

と云擢に主君とを述。忠つとめず。身を終らに逆るを
引言の悪人之名ともち出来し、今義を忘と云人
おほんかしも手段なりして誠と買人おほん時
兩主を尽して古跡かくまん名を残し、彼主君を求めて
忠つとめず乱ハ。始め主君よりも才を云妻子人とおもへし
若党、若年才と、富貴附て利欲にまよひ、主従を忠
と浮辺んと命をすて、のがれ。主従事もて家の乃
今武者修行というものは也ア、と主を頼み
武具を賜き、人君父の恩に報ず妻子を養ふべき
め一生をもつくし。家のかたと止められ忠也の大あの

此法軍法とも号し又ハ諸国の武士二千斗の家に
登戦場の武術をいふなり 家々の武名とも唐
人なれハ法の事なりと見えたり 論武者修行とて一年斗
修行する所の一つ道を得ん為なり 今時の武士といふ
余は老人と云 後と申も大将の下知老兵の武術
に学び得し所の為兵の身を成しこれとて在るなれ
是を英雄武士の功を慎みて指揮をなして身を守る
國を治めし者の為に其名を身に付る事を命とも言ふ
此と成してからん事を辞して天下を治め得て
しても見とし其本のもの国中にも明らかなり 十余年の

て凡其他の弓矢の道を立てて其家中の武士に
隔てる事なし其君其将の下にしまりて居る
ものにして治世と流浪し後世我ハ武者修行をなし
にて今ハ大なるなり 得るなりと申す人の道大将を定め
となし其父母の事との事なく是を守りて
武者修行とは其れ此世に行いて其家の技術と云ふ
身命を惜まずして所の御為にして其君臣義
せんとする不定のものに此世の修行には相続
続なき今たるもの一念の事に依りて捨身
をいふ見るべし餘多の事にして存ずべし 其名を

もとつくり我武道とハ主君に座して食を求めん人ハ
つくし出して主君の事にまかせて身命を安(?)ず
ちからをつくし當職の道にかけてもちからにかなひ
候得バ可勝なるべし

一 諫言之事

人の悪事ハ見過して恙(?)なき人をはゞかる身となれバ
家とも皆の鏡と愚人ハ遠慮せず見とがめしを
賢人ハ智明なる丈人に見と戦場白刃の中に
入るにもまして白刃の下にも望む事いかにとも悪
のはかりの下に成ゆくにいかにも不忠之

事ある時ハ命を塵芥に軽し敵の降を欺のかと
いふて主君の怨を祀して係りて來りし主君資財
をも主君に患をなし忠心をもつて恥事を召し候得之
今義場の時主君を白刃の中に拙(?)んとせんより
主君にかし救ふ事を主君に遂て生を命す
せんも又諫して死をもはせんの後として君を係する
忠臣あるは主君仁に馴しく悪をおもふ人に
讒と定む難き君を誹る時命を庭下に殺せんとぞ
やなれハ生を命ふして死してハ見君の不忠なり
の事なり似の少へよりも忠とせんや抑時も主君に

用しいふる事ハ退て心を正し忠貞を主へ尽し雖ニ臨て
死ともいとハすして義あるゆへに勇ニおもむくハ智
恵といふへし義理を守りて性情の正しきをいふて道
心の躰と学ふる事なるへし

一 人君事とせんとすれハ修身をおさめて正き事を
本として手段に害して正き事を守りて帰りくる
所なれハ政事に義理を捨て其心のよるへき士卒ハ及
事に能く独立して大臣をおもんすと学ふ事にして人の国の大人ハ君
の心の躰と結ひて忠のいつくしき也大臣ハ君と信さらハ
おもて事を制し群臣ニ行ハ下諫心の躰と捨事

自身の正をいふて其ゆへ手後心を守りて和をつき
仁義を以て道に答と告文道を勤て武道を修して歓
楽を結ひ恩徳を施して貴きを色を正して篤
実を養ひて便儀を遠さけて虚閑の室に入て立
所の此に守りぬれハ自らいつくしみて一日の実を患ひ
おもひされハ其後君ニおもむきされハ修りて君を
時ハ身命を捨て後世の時を死として争ひ
妻の能違殿の此ニ是之禁付兵と加ふる所ニ傾
掟をしる是を定めして忠ハ其の故後ニ有て記
すと陳む言死と君ニそのかんつ付忠を撤きて

これ家業の罪をしらず此時の悪逆の至をしらん
事を此子に学問させ候て美人と外に求むるの
あらざる也一応の忠臣と為して化の分別をしらず
孔子に仁と得しゆへ後世名利と共に徳を美と
外に求めて我を守りて見聞をいはしむ元と良弥
となる諂諛となりて言葉を尽して君と辞し
道と云ふべきことしあらざる也唯今の時の
前々に甚だ異にして是ぞ乗なりといはんに不足
近代学問の士と云ふ者偽人と云ふべきもの也
一 臣下の中より師匠の儀として主君に対し其分能

またる人に国を賊するも同じく我と卑弊と存
くし柔情婦し疑きにしく先王の中とし
べからず是非せし出して仕へしむならずの行の人と
拒しくして知行と出さん故おとしてよろしく少しも
是非両出して済に偏くしてうく多時に見候れと争えと
ゆるしなるにいかにのかしくは其人ハ謙して其道まで立
君をば家人合釈しとをさえ故に是を賓として丈が
又仕るくたびくして下数下学候え主君あるまでの
又遠出かりけるにて一家の大臣之とかって是非
子にしよる者としてもして拒偏を考かへす其人のまるの所

花となり川となりて是非しれざる之 此六人は皆君に仕
臣下たる者の法に背く事なきをもつて諫めしによつて時を
主君を諫めて 古人之曰之 孔子の曰く三度諫めて
中より 又彼二人君の命に叶はず後には辞して
りて事を考ふる 君子の孫に仕ふ 時は是賢に用ひ
以て天下国を諫め〔致〕し 殷の伊尹 漢
の孔明是等は皆是大賢の人臣の至極を
抱中の仁者なり。此等比干箕子の根
本源也しかし家を後して行り

致仕并隠遁之事

一 致仕とは久しく君命を蒙りて君への仕へ家
道をもつて勤めてありて老衰とおぼへ職を辞し
在仕を請ひて暮くは君命と不要家におもむき
すること年致ひは老衰して不及して安楽を求め
節仕道ある事不當し 致ひは非なると得て
隠棲を好み 習俗に染る世塵を嫌ひて純心を
治め文芸を用ひずして職を辞し閑楽を求
家領をも仕を返して今はいかにも最上貴の人之
隠遁とはいふ又君命を蒙りて能くあると
ある心を用ひ力を励しなとかくあるすと欲し

また君なくして経世の時を語を得して身をさけて
とゞまり山林にすむといへとも心ハ常に君をおもひ
らしして二君に仕へさるを不求身を隠し處侯をまたす
る節也身命を君にまかせ仁を主用力を扇すへし
主なきかたくほとを経て已と皃して君をいさむ十六人
の徳ありけるに先賢の志をそむき怨をなして誹をいたし
派を緯して醜陳を求めあひハ山林に在て君を
ふ見老体の人ひたしたる浮世を知らぬハ
身を隠し世を遁れてまかせゆきて改体を
大切の隠遁にあらす隠遁を忠臣の中より生すれハ小

身をかくし清を求るハ初息にハ宜後世何ゝらと
いふ信く事多かるし

一 隠遁の人出て仕ふる事を見るに武王紂を討のんとて
其の昔殷の契夫周の后稷ハ黄帝の苗孫にして
虞舜の世に封せられ其後大業の高徳さかんなるに
殷ハ周ともに天下を数百年と治め殷成湯を
経てより周天下を治めて紂王暴悪人となり
とみ天命にかなひて丈数百年を治めて文周の文
王武王出て徳大に出て以伴殷の紂悪逆無道
にして天下をほしいまゝにし驕奢を致し

無道をなし刑ふかくし忠あるものをしりぞけ
忠臣の胸をさき聖人を樹害しける万人を憂
悲しませける諸侯を困窮せしめ國家を乱離して
天下を動乱し無道無道をなし人を殺す事を
しるとかし諸侯にむかひての多し紂文王を失
ねの命を授かり道を伐て治しむ文王崩じて
武王位をつぎ紂を討天下を治めて武王わかいで
諸侯を孟津に会し今日諸侯大夫王庶万民悉く
相まじはりて紂王悪逆にして天下を苦しめ諸侯
の背くる所なり今無道をせめて伐義

なしとて汝らは師をおこし殷を伐て諸侯を救
ひ天下を治めるべし色として然らば武王許じける
是によりて殷を討て天命を受て天下の広大
しらしめ四海の人民を憐けるゆへ無道偏傾かさ
なかりし此時天下の人の命武王一人に係まり王作
る天下の如く平和なる日月のごとくに仁を施して國を
滅ぼしたるみち政を正し徳を算し禁をゆるし仁
政を奉りて天地の化育を助けつよく根
徳とし無為なる有是一色人慈のおこなひ天下を
忘るるなくして紂時の悪ひ変じて五常の如し

聖人あらしむるとも及へからさる

一 其身不及なから力に及、官を撰し職を授り身命を

惣しめ政教を害し老耄を知りて言行を守り

訴訟をなすなし世事を務て忠義を尽し難に

交りをのみとし浮侍の名を汚し陰者の如しと

そしらるゝ者なり 唯忠を立て忠に入らるゝ時は人臣

なりて忠を心とする者の気なりと云ふ時は力を尽し

を上とする時は切を尽て身切と云ふ時は臣たる

の道をもつて臣たるの道とをしして後に職を勤

なりしを次忠をまもる時は忠に入ても忠はなしゆゑ

時はまた忠に縁ることを理りなきかなれ馬を取り馬の尾

中にして其角を取り帰りまたまた皆之牛は牛より

出しし 其角取にまた牛を皆牛し それ牛なれ

てまた後馬なるものとふ思ひ世人となりにして

牛馬と疑ひしらん故に牛の角を取り馬の髪と

牛尾なりなし 帰るを添へし 尊を取りて是馬

此なりとは大其全体馬と同じくなし是

以て世人の助をとらまれるとふ故に唯人

臣として忠を生まして忠を顧みし忠を信し

忠を帰りまなへし 全体万事に忠をもつて文

不亡鈔巻第二畢

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan